

一般廃棄物処理施設整備事業について

No.7
2018.3

環境衛生課 ☎ 89-2426
<http://www.noshiroyamamotokouikiken.jp/>

第7回一般廃棄物処理施設整備検討委員会の開催について

平成30年1月10日、第7回一般廃棄物処理施設整備検討委員会が能代山本広域交流センターで開催されました。

二次選定を進めるに当たり、藤田委員長から「評価項目によって候補地を比較していくと、それぞれの特徴が表れてくる。候補地としての適性や課題をしっかりと見極めながら、公正な評価によって絞り込みを行っていきたい。」と挨拶がありました。

委員会では、はじめに、二次選定の対象候補地や評価項目、配点及び評価基準の確認を行い、評価結果に基づいて三次選定の対象候補地を決定しました。

次に、三次選定の評価方法等の審議を行い、評価項目や評価基準、配点について原案のとおり決定し、二次選定の評価結果と合わせて有力候補地を選定することとしました。

なお、本委員会は第6回検討委員会の決定に基づき非公開とし、会議録や会議資料については、ホームページに一部公表することとしています。



第7回一般廃棄物処理施設整備検討委員会

二次選定について

1. 二次選定の対象候補地

第6回検討委員会において、組合及び構成市町より情報提供があった17箇所の候補地から、一次選定の条件を満たしていない3箇所の候補地を除外し、14箇所を二次選定の対象候補地としました。

2. 二次選定の評価項目

第6回検討委員会において、二次選定における評価項目、配点及び評価基準を次項「表1 二次選定の評価項目」のとおり決定しました。

3. 二次選定の評価方法

14箇所の二次選定の対象候補地について、合計点による適性の比較評価を行い、数箇所程度の候補地に絞り込みます。

表 1 二次選定の評価項目

区分	評価項目	配点	評価基準
法規制条件	①都市計画法（用途地域）	3	用途地域の指定区分等 3：都市計画区域外、非線引き都市計画区域、工業地域、工業専用地域 2：準工業地域 1：準住居地域、近隣商業地域
	②農地法、農振法	3	農業振興地域の指定、農地の利用状況 3：農業振興地域外 2：農業振興地域内農用地外（白地） 1：農業振興地域内農用地（青地）、農地
	③森林法	3	民有林（地域森林計画対象）、保安林指定等 3：森林法の対象外、民有林（地域森林計画対象外） 2：民有林（地域森林計画対象） 1：保安林（指定解除の見込みあり）
地形・地質条件	④地形の状況	5	土地造成のしやすさ（高低差） 5：ほぼ平坦地（高低差10m未満） 3：緩やかな傾斜地（高低差10m以上20m未満） 1：急峻な傾斜地（高低差20m以上）
	⑤地質の状況	5	軟弱地盤、液状化の可能性 5：軟弱地盤でなく、液状化の可能性は低い 3：軟弱地盤又は液状化の可能性は高い 1：軟弱地盤かつ液状化の可能性は高い
環境条件	⑥周辺住宅の立地状況	5	一定距離範囲内の住宅戸数 5：500m以内に住宅なし 3：500m以内に住宅1～10戸 1：500m以内に住宅11戸以上
	⑦教育、福祉施設等の立地状況	5	学校、保育所、病院、福祉施設等までの距離 5：1km以上 3：500m以上1km未満 1：500m未満
交通条件	⑧周辺道路の状況	5	通行の安全性（進入路等）、冬季対策（除雪・融雪） 5：通行の安全性、冬季対策とも支障はない 3：通行の安全性、冬季対策のどちらか支障あり 1：通行の安全性、冬季対策とも支障あり
	⑨収集・運搬効率	10	収集ごみ量×運搬距離（各市町の人口重心点からの距離） 平均値を基準に10段階で評価
	⑩住民の利便性	5	各市町の人口重心点からの距離 平均値を基準に5段階で評価
防災面の条件	⑪災害対策（津波・洪水）	5	津波・洪水浸水想定区域等 5：津波・洪水浸水想定区域外 3：津波・洪水浸水深2m未満 1：津波・洪水浸水深2m以上
	⑫災害対策（地震）	5	活断層の有無、近接状況 5：活断層から500m以上 3：活断層から500m未満 1：活断層上にある
	⑬その他防災面（土砂災害）	5	周辺を含めた土砂災害危険箇所の状況 5：土砂災害危険箇所から100m以上 3：土砂災害危険箇所から100m未満 1：土砂災害危険箇所に指定
その他条件	⑭土地の取得性	3	土地の取得条件等 3：公有地（土地取得に条件なし） 2：公有地（土地取得に条件あり） 1：私有地を含む
	⑮文化財保全	3	埋蔵文化財包蔵地の状況 3：埋蔵文化財包蔵地外 2：敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地 1：敷地の大部分が埋蔵文化財包蔵地
合計		70	

4. 二次選定の評価結果

14箇所の二次選定の対象候補地について、15の評価項目に基づき評価を行った結果、上位7箇所の候補地に絞り込み、三次選定の対象候補地としました。

■ 三次選定の評価項目について

1. 三次選定の評価方法

三次選定については、経済性に関連する評価項目を設定し、比較評価を行い、二次選定の評価と合わせて、2～3箇所程度の有力候補地を選定します。

○二次選定及び三次選定の配点

二次選定	三次選定	合計
70点	30点	100点

2. 三次選定の評価項目

三次選定の評価項目では、経済性の条件として関連設備の工事費、用地の造成費等を設定します。点数は、候補地ごとの概算費用の合計により算出します。

区分	評価項目	評価基準	配点
経済性の条件	⑯関連設備の工事費（概算）※1		30
	ア. 電気	電気の引き込み工事費	
	イ. 水道（地下水）	給水工事費	
	ウ. 排水	下水道接続（合併処理浄化槽整備）費用	
	⑰用地の造成費等（概算）※2		
	ア. 用地取得	用地確保に要する費用	
	イ. 敷地造成	敷地造成費	
	ウ. 取付道路整備	取付道路整備費	
エ. その他	候補地の条件により、特別必要となる費用等		
計算例	候補地ごとに⑯・⑰の評価項目の概算費用を合計し、最も安価な候補地を30点とし、他の候補地の点数は以下により算出する。 【30点 × (最も安価な概算費用 / 当該候補地の概算費用)】		

※1 ⑯関連設備の工事費

電気、水道（地下水）、排水のユーティリティに要する工事費を把握する。

- ア. 電気 高圧電力（6.6kV）の引き込みに要する概算工事費。
- イ. 水道 プラント用水（必要水量約100m³/日）等について、地下水や上水道の引き込みに要する概算工事費。
- ウ. 排水 下水道への接続、又は合併処理浄化槽の設置に要する概算工事費。

※2 ⑰用地の造成費等

建設用地を確保するための取得費、敷地造成及び取付道路整備に要する工事費を把握する。

- ア. 用地取得 用地確保に費用が発生する場合の概算取得費。
- イ. 敷地造成 敷地造成工事、雨水排水工事、防災調整池工事等に係る概算工事費。
- ウ. 取付道路整備 公道から施設までの取付道路整備に要する概算工事費。
- エ. その他 候補地の条件により、特別必要となる費用等。

用地選定の進捗状況

